

阿賀野市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月17日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市規則第1号

阿賀野市税条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市税条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第16条市民税の表中

「

条例第36条の2第7項	事務所、事業所又は家屋敷に係る市民税申告書 第61号様式
-------------	------------------------------

」

を

「

条例第36条の2第9項	事務所、事業所又は家屋敷に係る市民税・県民税申告書 第61号様式
-------------	----------------------------------

」

に改める。

第61号様式を次のように改める。

第61号様式（第16条関係）

第61号様式（第16条関係）

事務所、事業所又は家屋敷に係る市民税・県民税申告書

年 月 日提出

阿賀野市長 様

地方税法第317条の2第8項及び阿賀野市税条例第36条の2第9項の規定に基づき、下記のとおり申告します。

現住所	〒											
1月1日現在の住所	〒 (現住所と同じ場合は記入不要です)											
フリガナ	生年月日											
氏名	年 月 日											
個人番号											電話番号	
家屋敷等の所在地	阿賀野市											

1月1日現在の状況について該当する番号をいずれか1つ○で囲み、あわせて必要事項をご記入ください。

1	事務所、事業所又は家屋敷を所有している。	
2	事務所、事業所又は家屋敷を所有していない。	
	(ア) 右の者に移転した。 ※売買契約書等の写しを添付してください。	住所： 氏名：
3	(イ) 解体した。 ※解体証明書等の写しを添付してください。	滅失日： 年 月 日
	他人（親族以外）に貸し付ける目的で家屋敷を所有している。	
4	右の者に貸し付けている。 ※賃貸借契約書等の写しを添付してください。	
	居住できる状態ではない家屋敷を所有している。（具体的な状況を記入してください） 例：屋根や壁が抜け落ちていて、家屋としての機能が失われている。 （水道・電気・ガス等のライフラインが停止していることは理由となりません。） （必要に応じて、現地確認のため立会いをお願いする場合があります。）	
その他、特記事項があればご記入ください。		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。